整理番号 2020M-011

補助事業名 2020年度公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究 補助事業

補助事業者名 一般財団法人ニューメディア開発協会

#### 1 補助事業の概要

#### (1) 事業の目的

マイナンバーカードを用いたデジタルチケットの実用化に向け、応用や展開の場として大阪万博を捉え、eIDとの本人確認用途での相互利用を実現するため、運用環境を含む技術的な調査及び比較検討を行う。

### (2) 実施内容

公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究 この調査研究の調査プロジェクトチーム(委員会)を立ち上げ、次の調査及び検討 を行った。

- ① 国内eIDカード(マイナンバーカード)と海外eIDカードの仕様を比較し、現状を 把握するため、国内外の公的なeIDカードに関する現況調査を実施した。
- ② 公的個人認証サービス (JPKI) の仕様と仕組みを理解するため、公的個人認証サービスに関する調査を実施した。
- ③ 欧州連合(EU)では、eIDAS規則に基づき、EU加盟国間においてeIDを相互利用するスキームが確立されていることから、このeIDAS規則を理解するため、eIDAS規則に関する調査として、以下の調査を実施した。
  - ・EU内で行われているeIDの相互利用の実現に向けた施策等
  - ・eIDAS規則に基づくeID連携の仕様及び仕組み (構成要素、代表的な処理シーケンス、運用に関わる関係者など)
  - ・eID連携を実現するための技術的条件
- ④ 公的個人認証サービスとのやりとりが発生する受け側(認証結果を提供する送信国)を想定して、eID連携を実現するための技術的な課題を抽出し、欧州委員会の専門家への確認を実施した。
- ⑤ チケットエージェント事業者に対するヒアリングを通じて、デジタルチケットの 現状を調査し、デジタルチケットの各管理プロセス(申込、購入、入場)における 課題の整理を実施した。

#### 2 予想される事業実施効果

この調査研究では、主に技術的な側面について調査及び検討を行い、今後の実現性に言及した提言を行ったが、制度面及び運用面においても解決すべき課題が明確にな

った。この調査研究は、本人確認用途でeIDの相互利用を実現するために、重要な一歩となる成果を上げることができた。今後、この調査研究結果を府省庁などの関係機関に示し、実現に向けた課題解決への働きかけを行うことで、国内外の垣根を跨いで幅広く使える本人確認手段となるeIDの相互利用展開に寄与する。

#### 3 補助事業に係る成果物

(1) 補助事業により作成したもの

2020年度JKA機械振興補助事業

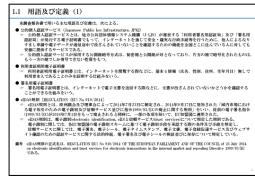
「公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究」調査報告書

(URL: https://www2.nmda.or.jp/archives/1671/)









1.	1 用語及び定義 (2)
•	電子需別 (electronic identification. ell) 電子解析とは、自然人、信じくはは人又は休人を代表する者)を一変に示す電子的な力式による個人需別データを使用して、当該人を受謝する処理がよう。 ・ 公前及人選出サーレスでは、利用者証明用電子証明者を使用して利用者を証明する処理(以下「利用者証明報定」という)が、この電子課例(以下「利し、※)」に該当せる。
•	※別人期別データ (person identification data) ※別人期別データ (person identification data) ※別人制労データとは、自然、(党しては北、文な法人を代表する者)の同一性類別を可能にするためのデータ目をいう。 マイナンバーは、行政を対象では、国際の利害性を流め、公学かつなど社会を実現するためが出途基盤として、住民業を作る企会の人はして関からでいる。一人一のの参考である。但人参与サービマイナンバーが必要されてはいるが、公会別人記録サービスでは、公のマイナンバーを収入機等データとして提出していない。公会個人記述サービスでは、利用金田利用金子田利用金子田利用金子田利用金子田利用金子田利用金子田利田・店舗会されている。
•	電子機関スキー人 (electronic identification scheme)  ・電子機関スキー人とは、自然人 (管しくは抜人又は抜人を代表する者) に対して、電子機関手段を発行する電子機関のた  めのシステムをいう。  ・公前の人気管ケービスは、この電子機関スキー人に独当する。
•	■ 電子器号手段(dectronic identification means) ■ 電子器料料段とは、個人器例データを含み、かつ、オンラインサービスのための確認に使用される有形及び/又は無形の ユニットをいう。 ・ 公的個人基础サービスでは、当該サービスによって発行された利用者証明用電子証明書を始続している個人番号カードが 報告する。
	他記 他が初の時人を与かードに対明者後期間報子が開催が入に、例えば、菓子等のカンカントラントサービンで使用する 署名相様子級別男が始終されている。美華技術告替では、利用者後期間を「共和側者とび書き用電子採卵書」として、して、これ、これを 現実して、これとと様子な様とでする時から様子技術等とを使用した人気が、(カード)を与った。なお、一般者後期間を反対 実現して、(大力、これとと様子な様となずる。成分の妻子技術等)を始めした人気が、(カード)を持ず金さは、上記として、 別して、「は昔の心のカード」と称する。 また、集然には何時をお見用電子が乗り込む事業とひ写を用電子が開催。(大土、これともは特別を放映をする。当会には「当時を がした人は物として、(カード以外になべくががむける)。そこで、本業支援会等では、これらの妻子は明書を修 がした人は物として、(カード以外になべくががむける)。そこで、本業支援会等では、これらの妻子は明書を修 がしたり、日本の事業となって、本業支援会等では、これらの妻子は明書を修

1.2	背景及び目的 (1)	
本調査研究を実施するに当たっての背景及び目的は、次のとおりである。		
1.2.1 背景		
107	・ 中価機能(父は長人機能)用途としての印刷用 同一性機能(父は大人機能) 施としては、バスボートが利用できるが、民間では電子的に利用できない。しかし、公的 謝人裁禁サービスUTに加予機用する利用者採用用電子採用者(利用者採用機能)や同様な機能を有する解外のADであれば、 株の民間サービスは利用できる可能がある。	
DP.	高音による公的館人起延サビスを用いたチケットレスサービスの実は実験 公的商人返延サービスの利用者最初開陸をフェートフォンにダウンロードして利用できる環境で、個人番号カードの利用 着毎用職能/アスートフォンに品前した利用者を問題を終われて、申込・購入から入場までの一選の設化についての実証 実験を実施した。 (重複な学の対象事項=国内印令を招呼ービス (デジタルチケット) に利用する店組み】	
DP	外における心の相互利用と気勢は人選をサービス関係の ほごでは、他以系規則にようき、以加盟国所の心しを相互利用するスキー人が確定され、実用化されつのある。 DYSは、他以系規則が変ある最も高い医生いからの監察がを満たしていると推定され、実用化されつのある。 (銀金研究のターケットーの出り原則に基づく心)連携)	

# (2)(1)以外で当事業において作成したもの 特になし

## 4 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名: 一般財団法人ニューメディア開発協会

(ニューメディアカイハツキョウカイ)

住 所: 〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町3番2号 リブラビル

代表者: 理事長 永松荘一(ナガマツソウイチ)

担当部署: 総務グループ(ソウムグループ)

担当者名: 総務グループ長 望月 孔昇 (モチヅキ コウショウ)

電話番号: 03-3869-5030 F A X: 03-3869-5029

E-mail: k.mochizuki@nmda.or.jp
U R L: http://www2.nmda.or.jp